

特定施設入居者生活介護費＜一般型＞

点検項目	点検事項	点検結果		確認する書類等
人員基準を満たさない場合の算定	利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定の単位数を算定するが、看護職員、介護職員の員数が基準省令に定める員数を満たしていないときは、所定の単位数に１００分の７０で算定しているか。	☐	該当	
短期利用特定施設入居者	(1)指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（以上、介護予防を含む）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について３年以上の経験を有しているか。	☐	該当	
	(2)指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が１人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者の数は、１又は当該指定特定施設の入居定員の１００分の１０以下であるか。	☐	該当	
	(3)利用の開始に当たって、あらかじめ３０日以内の利用期間を定めているか。	☐	該当	
	(4)家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領していないか。	☐	該当	
	(5)勧告、命令、指示を受けたことがある場合には、当該勧告等を受けた日から起算して５年以上の期間が経過しているか。	☐	該当	
身体拘束廃止未実施減算	以下の基準を１つでも満たさない場合は減算			
	身体拘束等を行う場合の記録	☐	該当	記録
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること	☐	該当	委員会の議事録
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備	☐	該当	指針
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施	☐	該当	研修記録（研修計画書）
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の基準を１つでも満たさない場合は減算			
	虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	☐	該当	委員会の議事録
	虐待の防止のための指針を整備すること。	☐	整備	指針
	介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。	☐	定期的に実施	研修計画書(事業計画書)
	上記３項目の措置を適切に実施するための担当者の配置	☐	設置	担当者を置いていることがわかるもの
業務継続計画未策定減算	感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）と従業者への周知徹底策定していない場合は減算	☐	策定	業務継続計画（BCP）
入居継続支援加算（Ⅰ）	(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ、(3)～(6)のいずれにも適合	☐	適合	
	(1)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の１００分の１５以上	☐	該当	割合の算定を示す資料
	(2)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の１００分の１５以上であり、かつ、常勤の看護師を１名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ①尿道カテーテル留置を実施している状態 ②在宅酸素療法を実施している状態 ③インスリン注射を実施している状態	☐	該当	割合の算定を示す資料 勤務表
	(3)介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が６又はその端数を増すごとに１以上。	☐	配置	
	ただし、次の①、②及び③のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が７又はその端数を増すごとに１以上。	☐	該当	
	①介護機器を複数種類使用していること	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
入居継続支援加算（Ⅰ）	②介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること	□ 該当	
	③介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、a入居者の安全及びケアの質の確保、b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、c介護機器の定期的な点検、d介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	□ 該当	
	(4)人員基準に適合している	□ 該当	
	(5)サービス提供体制強化加算を算定していない	□ 該当	重複算定不可
	(6)入居継続支援加算（Ⅱ）を算定していない	□ 該当	重複算定不可
入居継続支援加算（Ⅱ）	(1)又は(2)のいずれかに適合し、かつ(3)～(6)に適合	□ 適合	
	(1)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上	□ 該当	
	(2)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の100分の5以上であり、かつ、常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ①尿道カテーテル留置を実施している状態 ②在宅酸素療法を実施している状態 ③インスリン注射を実施している状態	□ 該当	
	(3)介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上	□ 配置	
	ただし、①、②及び③のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が常勤換算で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上	□ 該当	
	①介護機器を複数種類使用していること	□ 該当	
	②介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入居者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること	□ 該当	
	③介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する、a入居者の安全及びケアの質の確保、b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮、c介護機器の定期的な点検、d介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修を実施し、かつ、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。	□ 該当	
	(4)人員基準に適合している	□ 該当	
	(5)サービス提供体制強化加算を算定していない	□ 該当	重複算定不可
	(6)入居継続支援加算（Ⅰ）を算定していない	□ 該当	重複算定不可
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	次のいずれにも適合すること	□ 適合	
	(1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（「理学療法士等」）の助言に基づき、当該施設の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（「機能訓練指導員等」）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。	□ 実施	個別機能訓練計画
	(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。	□ 実施	
	(3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。	□ 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(4)生活機能向上連携加算(Ⅱ)を算定していない	☐ 該当	重複算定不可
	(5)個別機能訓練加算を算定していない	☐ 該当	重複算定不可
	※個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定。なお、理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能。（利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、当該月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。）	☐ 該当	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	次のいずれにも適合すること	☐ 適合	
	(1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。	☐ 実施	個別機能訓練計画
	(2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供しているか。	☐ 実施	
	(3)(Ⅰ)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。	☐ 実施	
	(4)生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定していない	☐ 該当	重複算定不可
	(5)個別機能訓練加算を算定している	☐ 該当	加算単位減200→100
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1人以上配置（利用者数が100人超の場合、理学療法士等を1名以上配置し、かつ、常勤換算法で利用者の数を100で除した数以上機能訓練指導員を配置）	☐ 該当	
	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同による利用者ごとに個別機能訓練計画を作成しているか。	☐ 該当	個別機能訓練計画
	開始時における利用者に対する計画の内容説明、記録しているか。	☐ 実施	内容説明を示す記録
	3月ごとに1回以上利用者に対する計画の内容説明、記録しているか。	☐ 実施	内容説明を示す記録
	訓練の効果、実施方法等に対する評価を実施しているか。	☐ あり	
	個別機能訓練に関する記録の保管、閲覧への対応	☐ あり	実施時間、訓練内容、担当者等の記録
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定	☐ 該当	
	かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	☐ 該当	
ADL維持等加算（Ⅰ）	次のいずれにも適合すること	☐ 適合	
	(1)評価対象者（当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者）の総数が10人以上	☐ 該当	
	(2)評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出しているか	☐ 実施	
	(3)評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が1以上	☐ 該当	
	(4)ADL維持加算(Ⅱ)を算定していない	☐ 該当	重複算定不可

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
A D L 維持等加算（Ⅱ）	次のいずれにも適合すること	☐ 適合	
	(1)評価対象者（当該施設の利用期間（評価対象利用期間）が6月を超える者）の総数が10人以上	☐ 該当	
	(2)評価対象者全員について、評価対象期間利用者の初月と当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、その評価に基づく値（ADL値）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省（LIFE）に測定を提出しているか。	☐ 実施	
	(3)評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値の平均値が3以上	☐ 該当	
	(4)ADL維持加算(Ⅰ)を算定していない	☐ 該当	重複算定不可
夜間看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	☐ 配置	
	当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上、かつ、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	☐ 該当	
	重度化した場合における対応の指針	☐ あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意	☐ あり	説明、同意を示す資料
	夜間看護体制加算(Ⅱ)を算定していない	☐ 該当	重複算定不可
夜間看護体制加算（Ⅱ）	常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めている	☐ 配置	
	24時間連絡できる体制の確保等	☐ あり	夜間連絡・対応体制の指針、マニュアル等
	重度化した場合における対応の指針	☐ あり	重度化対応のための指針
	入居の際に利用者等に対する指針の説明、同意	☐ あり	説明、同意を示す資料
	夜間看護体制加算(Ⅰ)を算定していない	☐ 該当	重複算定不可
若年性認知症入居者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定めている	☐ 該当	
	利用者に応じた適切なサービス提供	☐ 実施	
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している。	☐ あり	会議の記録
	【令和8年5月算定分まで適用】 ※「会議を定期的に開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要がある。 ※電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催でも可		
	【令和8年6月算定分から適用】 「会議を定期的に開催」とは、次のいずれかに該当すること。 イ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること。 ロ 年3回以上開催すること。ただし、入院の必要性が認められた当該施設の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合又は往診の必要性が認められた当該施設の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合には、当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することと差し支えないこととする。また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該施設の入居者の急変時の対応方針及び診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法等に係る適切な情報共有が行われていること。		
	(1) 当該協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合	☐ 100単位	相談、診療体制に係る取決めの書類
	(2) (1) 以外の場合	☐ 40単位	

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
口腔・栄養スクリーニング加算	次のいずれにも適合すること	☐ 適合	
	(1)利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し、情報を担当介護支援専門員に提供	☐ 該当	
	(2)利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認し、情報を担当介護支援専門員に提供	☐ 該当	
	(3)人員基準に適合している	☐ 該当	
	(4)利用者について、当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐ 該当	複数事業所の重複加算不可
科学的介護推進体制加算	次のいずれにも適合すること	☐ 適合	
	利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（ＬＩＦＥ）に提出しているか	☐ 実施	
	必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、指定特定施設入所生活介護の提供に当たって、厚生労働省に提出する情報その他指定特定施設入所生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	☐ 実施	
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した日から起算して30日以内	☐ 該当	
	医療提供施設の職員と面談、利用者に関する必要な情報の提供を受ける。	☐ 該当	
	特定施設サービス計画の作成	☐ 該当	特定施設サービス計画
	過去３月間に当該特定施設に入居したことがない	☐ 該当	
	30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居	☐ 該当	この場合であっても算定可
退居時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する際、当該医療機関へ、当該利用者の同意を得て、心身の状況、生活暦等の情報を提供した上で、当該利用者を紹介（文書交付）	☐ 該当	交付した文書の写し
	入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合、当該加算は算定していない	☐ 該当	
看取り介護加算（Ⅰ）	(1)看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対し、内容を説明し同意を得ている	☐ 該当	
	(2)医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っているか。	☐ 該当	
	(3)看取りに関する職員研修を行っているか。	☐ 該当	
	死亡日45日前から死亡日	☐ 該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	☐ 該当	
	夜間看護体制加算を算定している	☐ 該当	算定していない場合は看取り加算算定不可
看取り介護加算（Ⅱ）	(1)当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上になっているか。	☐ 該当	勤務表
	(2)看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対し、内容を説明し同意を得ている	☐ 該当	
	(3)医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っているか。	☐ 該当	
	(4)看取りに関する職員研修を行っているか。	☐ 該当	
	死亡日45日前から死亡日	☐ 該当	
	退居した日の翌日から死亡日の間は算定しない	☐ 該当	
	夜間看護体制加算を算定している	☐ 該当	算定していない場合は看取り加算算定不可

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	次のいずれにも適合する	☐ 適合	
	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はⅤに該当）の占める割合が2分の1以上	☐ 該当	割合が分かる資料
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を、施設における対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	専門的な研修の修了証書等
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的開催	☐ 該当	会議の記録
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	次のいずれにも適合する	☐ 適合	
	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す症状又は行動があるため介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はⅤに該当）の占める割合が2分の1以上	☐ 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修（認知症介護実践リーダー研修）を修了している者を、施設における対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導の会議を定期的開催	☐ 該当	会議の記録
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	認知症介護実践リーダー研修の修了証書等
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修（外部における研修を含む。）の実施（実施予定も含む）	☐ 該当	研修実施記録及び研修計画
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	次のいずれにも適合すること	☐ 該当	
	(1)第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保	☐ 該当	
	(2)指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応している	☐ 該当	
	(3)医科点数表のA234-2に規定する感染対策向上加算（以下「感染症対策向上加算」）又は同点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染症対策向上加算（以下「外来感染症対策向上加算」）に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している	☐ 該当	研修又は訓練に係る記録
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている	☐ 該当	
新興感染症等施設療養費	指定特定施設が利用者が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を実施1月1回、連続する5日を限度として算定	☐ 該当	
	※ 令和6年4月時点において、上記「別に厚生労働大臣が定める感染症」はない。		

点検項目	点検事項		点検結果	確認する書類等
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(1)～(5)のいずれにも適合	☐	適合	
	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期定期に確認しているか ①介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	委員会の議事録 ・介護機器の点検記録 ・業務効率化、質の向上、負担軽減に係る職員研修の記録
	(2) (1) の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐	該当	負担軽減を示す書類
	(3) 介護機器を複数種類活用している	☐	該当	
	(4) (1) の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取り組みの実施を定期的に確認する	☐	該当	委員会の議事録
	(5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐	該当	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	(1)～(3)のいずれにも適合	☐	適合	
	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期定期に確保している。 ①介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ②職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③介護機器の定期的な点検 ④業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐	該当	委員会の議事録 ・介護機器の点検記録 ・業務効率化、質の向上、負担軽減に係る職員研修の記録
	(2) 介護機器を活用していること	☐	該当	
	(3) 事業年度ごとに、(1)及び(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告する。	☐	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	次のいずれにも適合	☐	適合	
	(1) 次の①又は②に該当	☐	該当	
	①介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の70	☐	該当	割合を示す資料
	②介護職員の総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	☐	該当	割合を示す資料
	(2) 指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施	☐	該当	取り組みの記録
	(3) 人員基準に適合している	☐	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	次のいずれにも適合	☐	適合	
	(1) 介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60	☐	該当	割合を示す資料
	(2) 人員基準に適合している	☐	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	次のいずれにも適合	☐	適合	
	(1) 次の①、②、③のいずれかに該当	☐	該当	
	①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	☐	該当	割合を示す資料
	②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上	☐	該当	割合を示す資料
	③直接提供する職員の総数のうち勤続7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐	該当	割合を示す資料
	(2) 人員基準に適合している	☐	該当	
外部サービス利用型における障害者等支援加算	知的障害又は精神障害を有する利用者の基本サービスの提供にあたり、特に支援を必要とする者	☐	あり	

◎ 対象事業（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーションを除く

加算要件		要件項目		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	点検結果		
								適	不適	該当なし
賃金改善要件	基本給、手当、賞与等のうち対象項目を特定。賃金水準を低下させていないか。			○	○	○	○	☐	☐	☐
	ただし、特別事情届を提出した場合を除く。（→特別事情届出に記載する項目は全て満たしているか。）	☐	介護事業に係る利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し収支が赤字である又は資金繰りに支障があることを示す。					☐	☐	☐
		☐	介護職員等の賃金水準の引き下げの内容					☐	☐	☐
		☐	法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善見込み					☐	☐	☐
		☐	介護職員等の賃金引下げについて適切に労使の合意を得ていることを示す資料（合意の時期、方法等）					☐	☐	☐
①	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額改善		○	○	○	○	☐	☐	☐
②	キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等		○	○	○	○	☐	☐	☐
③	キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等		○	○	○	○	☐	☐	☐
④	キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの整備等		○	○	○	－	☐	☐	☐
⑤	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金要件(440万円1人以上)		○	○	－	－	☐	☐	☐
⑥	キャリアパス要件Ⅴ	介護福祉士等の配置要件		○	－	－	－	☐	☐	☐
⑦	職場環境要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）		－	－	○	○	☐	☐	☐
		区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）		○	○	－	－	☐	☐	☐
		HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）		○	○	－	－	☐	☐	☐

適用は令和8年6月から

加算要件		要件項目	加算 Ⅰイ	加算 Ⅰロ	加算 Ⅱイ	加算 Ⅱロ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	点検結果			
									適	不適	該当なし	
賃金改善要件		基本給、手当、賞与等のうち対象項目を特定し、賃金水準を低下させていないか。	○	○	○	○	○	○	□	□	□	
		ただし、特別事情届を提出した場合を除く→特別事情届に記載する項目は全て満たしているか。	介護事業に係る利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し収支が赤字である又は資金繰りに支障があることを示す							□	□	□
			介護職員等の賃金水準の引き下げの内容							□	□	□
			法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善の見込み							□	□	□
			介護職員等の賃金引下げについて適切に労使の合意を得ていることを示す資料（合意の時期、方法等）							□	□	□
①	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額改善	○	○	○	○	○	○	□	□	□	
②	キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等	○	○	○	○	○	○	□	□	□	
③	キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等	○	○	○	○	○	○	□	□	□	
④	キャリアパス要件Ⅲ	昇給の仕組みの整備等	○	○	○	○	○	－	□	□	□	
⑤	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金要件 (440万円1人以上)	○	○	○	○	－	－	□	□	□	
⑥	キャリアパス要件Ⅴ	介護福祉士等の配置要件	○	○	－	－	－	－	□	□	□	
⑦	職場環境要件	区分ごとに1以上の取組 (生産性向上は2以上)	－	－	－	－	○	○	□	□	□	
		区分ごとに2以上の取組 (生産性向上は3以上)	○	○	○	○	－	－	□	□	□	
		HP掲載等を通じた見える化 (取組内容の具体的記載)	○	○	○	○	－	－	□	□	□	
⑧	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化に係る取組	－	○	－	○	－	－	□	□	□	

加算要件		要件項目	処遇改善加算Ⅳに準ずる要件					点検結果			
								適	不適	該当なし	
賃金改善要件		基本給、手当、賞与等のうち対象項目を特定し、賃金水準を低下させていないか。	○	○	○	○	○	○	☐	☐	☐
		ただし、特別事情届を提出した場合を除く→特別事情届に記載する項目は全て満たしているか。	介護事業に係る利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し収支が赤字である又は資金繰りに支障があることを示す					☐	☐	☐	
			介護職員等の賃金水準の引き下げの内容					☐	☐	☐	
			法人の経営及び介護職員等の賃金水準の改善の見込み					☐	☐	☐	
			介護職員等の賃金引下げについて適切に労使の合意を得ていることを示す資料（合意の時期、方法等）					☐	☐	☐	
(i)	キャリアパス要件Ⅰ	任用要件・賃金体系の整備等	※(i)から(iii)をすべて満たすこと 又は⑧を満たすこと					☐	☐	☐	
(ii)	キャリアパス要件Ⅱ	研修の実施等						☐	☐	☐	
(iii)	職場環境要件	区分ごとに1以上の取組 (生産性向上は2以上)						☐	☐	☐	
⑧	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化に係る取組						☐	☐	☐	